

【目次】

- 1 本号のトピック・・・1
- 2 セミナー、イベント情報・・・4
- 3 労働関係法令等の改正・・・5
- 4 国及び県の取り組みのお知らせ・・・6
- 5 各種助成金のお知らせ・・・9

「岩手で働く」を実現するための情報誌



GOOD JOB, IWATE!
MANY GOOD JOBS.

1 本号のトピック

いわて働き方改革推進運動

従業員がイキイキと働く職場づくりへ!

いわて働き方改革推進運動

PLUS UNIQUE!



参加事業所登録受付中

県では、県内企業等における魅力ある職場づくりを推進するため、いわて働き方改革推進運動への参加企業を募集しています。

働き方改革アドバイザーの派遣や社内勉強会の開催など、個別の企業の課題に応じた働き方改革の推進のための支援を受けられます。

- ◆募集期間: 通年
- ◆参加方法: 参加宣言シートをいわて働き方改革サポートデスクに提出

※参加宣言シートは以下ホームページからダウンロードできます。

【いわての働き方改革ポータルサイト】

<https://workstyle-iwate.com/>

【いわて働き方改革サポートデスク】 TEL:019-621-1171 FAX:019-606-3702 メール:jinzai@jobcafe-i.jp

いわて働き方改革AWARD2024

従業員がイキイキ働く工夫やアイデアなど
取組事例を大募集!

在宅勤務やフレックス勤務を促して業務の質を向上させようになりました。

社員のデジタルスキルを強化し、業務の自動化に成功しました。

好事例には表彰の特典も!

いわて働き方改革
AWARD2024

締め切り: 9月13日(金)

従業員の声を反映して職場環境を向上させました。

魅力的な職場づくりで採用応募者が増加しました。

いわて働き方改革推進運動

県では、県内企業等における働き方改革の優れた取組事例を表彰するいわて働き方改革AWARD2024のエントリー企業を募集しています。

働きやすい職場づくりに向けて実施している取組についてご応募ください。

詳細は、いわて働き方改革サポートデスクまでお問い合わせください。

- ◆募集期間: 9月13日金曜日まで
- ◆お問い合わせ先
いわて働き方改革サポートデスク
(ジョブカフェいわて内) 電話: 019-621-1171

【いわての働き方改革ポータルサイト】

<https://workstyle-iwate.com/>

最低賃金の改正に関する岩手労働局への申入れ



左から：栗村岩手労働局長、達増知事

令和6年度の最低賃金の改正に向け、達増知事が岩手労働局を訪問し、岩手労働局長に申入れを行いました。

申入れでは、「本県の優秀な人材が県内に定着し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事に就くことができるよう、最低賃金が全国最下位であるという現状を勧告し、改正に向けて十分な議論をしていただきたい」と求めました。

◆開催日時：令和6年5月29日（水）
14:30～14:45

◆場所：岩手労働局 5階会議室

物価高騰対策賃上げ支援金のお知らせ

岩手県

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**50円以上**（1時間当たり）の賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり5万円〔最大20人分〕を支給します。

県では、県内中小企業等が行う賃上げを支援する「物価高騰対策賃上げ支援金」の申請を受け付けています。

■支給額：従業員1人当たり5万円
（最大20人分）

■支給対象：県内中小企業等

※支給要件等の詳細は、申請特設ページにてご確認ください。又は、物価高騰対策賃上げ支援事業事務局までお問合せください。

【申請特設ページはこちら】

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp/>



お問い合わせ：物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

TEL 019-601-5981（受付時間 9:00～17:00（平日のみ）） E-mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

(1) 岩手県労働委員会による出前講座のお知らせ

岩手県労働委員会では、県内の労働者団体、使用者団体を対象に、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争決制度などを解説する出前講座を実施しています。

経験豊富な岩手県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に発生した事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話しします。会議や研修会等に、ぜひ御利用ください。

項目	内容
講師	県労働委員会の委員
対象	県内の労働者団体・使用者団体の会議や研修会など 注 オンラインでの実施相談も承っています。
日程等	できる限り御希望に沿うように調整しますので、希望日及び時間を御相談ください。
経費	講師派遣に要する費用は、県労働委員会が負担します。(講演料、旅費は不要です。)
申込方法	開催予定日のおおむね2か月前までに、県労働委員会事務局に申込みください。

注) 詳細はお問い合わせください。

申込み・問い合わせ先：岩手県労働委員会事務局 019-629-6277

盛岡市中央通1-7-25 (朝日生命盛岡中央通ビル3階)

(2) 岩手県労働委員会による「無料労働相談会」等のお知らせ

■ 「あっせん」とは？

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

労働委員会は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する、専門的で中立的な県の行政機関です。相談の秘密は厳守します。

労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、公益委員(弁護士、社会保険労務士、大学教授)、労働者委員(労働団体役員など)、使用者委員(会社経営者など)から1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

個別労働関係紛争のあっせんや労働争議の調整、不当労働行為の審査なども行っております。

ぜひご利用ください。

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、あっせん員となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、使用者の方も利用できます。

※公務員の方は一部を除き御利用できません。(詳しくはお問合せ下さい。)

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

お問合せ先・予約

岩手県労働委員会事務局
盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル 3階



当委員会ホームページ↑

労働相談なんでもダイヤル



携帯OK

ろうどうでなく

0120-610-797

(平日8時30分から17時まで)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が電話やメールで相談をお受けしております。お気軽に御相談ください。

(1)「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)について

**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)の概要(新規)**

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されます。

【リンク参照先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

【お問い合わせ先】

- ・019-604-3010 (岩手労働局 雇用環境・均等室)
- ・0120-532-110 (フリーランス・トラブル110番)
- ※フリーランス・個人事業主の方が弁護士に相談できる「フリーランス・トラブル110番」
(受付時間:9:30~16:30)

(2) 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要 (令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布)

改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
※ 始業時間等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に対し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に対し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。等

このほか、平成24年の改正に伴い整備する必要があった地方公務員法第9条第6項について規定の修正等を行う。

施行期日

令和7年4月1日(ただし、2②は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日)

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。令和7年4月1日から段階的に施行されます。

【リンク参照先】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

【お問い合わせ先】

019-6043010 (岩手労働局 雇用環境・均等室)

(3) ハラスメント悩み相談室について

カスタマーハラスメント、就活ハラスメントのことで悩んでいる方・お困りの方などからの相談を受け付ける「ハラスメント悩み相談室」が開設されています。

現在は、以下の内容に関する悩みをメール・SNS よりご相談いただけます。

- ・カスタマーハラスメント(顧客等からの著しい迷惑行為)の被害相談
- ・就活ハラスメント(就職活動中やインターンシップ中に受けたセクハラやパワハラ)の被害相談

【リンク参照先】

><https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

カスタマーハラスメント、就活ハラスメント相談窓口

><https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#mail>



(4) 民間企業における女性活躍促進事業【厚生労働省委託事業】について

企業における女性活躍推進の取組を促進するため、アンコンシャス・バイアス解消のためのセミナーが開催されます。(オンライン、全20回)

また、女性活躍推進に係る国の認定制度である「えるぼし認定・プラチナえるぼし認定」の取得等に向けて、アドバイザーによるコンサルティング支援が受けられます。

詳しくは、以下の特設ホームページをご覧ください。

【特設ホームページ(女性活躍推進センター)】

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

050-5210-0546

(厚生労働省「女性活躍推進事務局」運営窓口)



【アンコンシャス・バイアス解消に向けたセミナー(開催日程・概要)】

7月	7/26(金)	7/31(水)				費用 無料 対象 事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者・総務担当者など ツール ZOOM (オンライン) ※接続の情報をメールにてお送りいたします。 資料 データをメールにてお送りします 時間 13:30~15:30(休憩10分)
8月	8/6(火)	8/22(木)	8/27(火)			
9月	9/4(水)	9/13(金)	9/18(水)	9/27(金)		
10月	10/3(木)	10/8(火)	10/17(木)	10/22(火)	10/31(木)	
11月	11/8(金)	11/13(水)	11/22(金)	11/27(水)		
12月	12/3(火)	12/12(木)				

(5) STOP！熱中症 クールワークキャンペーン展開中

岩手県内でも、毎年、熱中症による労働災害が発生しています。
リーフレットを参考に、熱中症予防対策をお願いします。

【リンク参照先】

><https://www.wbgt.env.go.jp/>

>https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/R6coolwork_leaflet_iwate.pdf



キャンペーン
実施要項

【お問い合わせ先】

019-604-3007 (岩手労働局 安全基準部 健康安全課)

(6)「企業の配偶者手当の在り方の検討」について

働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当(配偶者の収入要件がある配偶者手当)については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進める事が望まれています。

【リンク参照先】

><https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

>https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

年収の壁に関する
厚生労働省HP



【お問い合わせ先】

019-604-3010 (岩手労働局 雇用環境・均等室)

(7)いわて女性活躍企業等認定制度について

県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を一定の認定基準のもとで「いわて女性活躍認定企業等」として認定しています。

認定された企業等にはさまざまな優遇措置が設けられています。

認定要件や優遇措置(メリット)について、詳細は下記HPをご覧ください。

【リンク参照先】

><https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyouseishounendanjo/1004930/1004931.html>

【お問い合わせ先】

019-629-5346

(岩手県環境生活部 若者女性協働推進室 女性活躍支援担当)



(8)いわて女性の活躍応援サイトについて

県では、いわてで働く女性の活躍を応援するため、「いわて女性の活躍応援サイト」を開設しています。いわてで「働きたい」「キャリアアップしたい」「仕事と子育てを両立したい」「起業したい」など、ライフステージやライフスタイルに応じた活躍に関するさまざまな情報を掲載しています。

また、「いわて女性の活躍応援サイト」では、県から「いわて女性活躍企業等」の認定を受けた企業の職場の雰囲気や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を紹介するPR動画も公開しています。ぜひご覧ください。

【リンク参照先】

><https://www5.pref.iwate.jp/~hp0313/>

【お問い合わせ先】

019-629-5346 (岩手県環境生活部 若者女性協働推進室 女性活躍支援担当)

(1)「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のための国の補助金です。
職場環境改善等に要した経費の1/2(上限100万円)を補助します。

【リンク参照先】
><https://www.jashcon-age.or.jp/>

【お問い合わせ先】
03-6381-7507
(一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター)

(2)両立支援等助成金の再編について

2024(令和6)年度からの変更点を以下のとおりお知らせします。

両立支援等助成金 (令和6年度)		
<p>2 事業の概要・スキーム</p>		
<p>コース名/コース内容</p> <p>出生時両立支援コース 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育児開始</p> <p>育児休業等支援コース 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育児復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育児取得・復帰</p> <p>育休中等業務代替支援コース 育児休業や育児短期間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周回の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施</p>	<p>支給額 (休業取得/制度利用者1人当たり)</p> <p>①第1種(男性の育児休業取得) 1人目 20万円 > 対象労働者が子の出生後8週以内に育児開始 2〜3人目 10万円</p> <p>②第2種(男性育児取得率の上昇等) 1年以内達成: 60万円 > 第1種受給年度と比較し男性育児取得率(%)が30ポイント以上上昇した場合等 2年以内達成: 40万円 3年以内達成: 20万円</p> <p>①育児取得時 30万円 > プランに基づき3か月以上の休業取得 ※長期雇用者、有期雇用労働者各1人限り</p> <p>②職場復帰時 30万円 > 育児から復帰後、継続雇用</p> <p>①育児休業中の手当支給 最大125万円 > 業務代替要員等 ・業務代替要員等: 5万円(第1月未満: 2万円) ・業務代替手当: 支給額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで ②育児短期勤務中の手当支給 最大110万円 > 業務代替要員等 ・業務代替手当: 支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで</p> <p>③育児休業中の新規雇用 最大67.5万円 > 代替期間に応じた以下の額を支給 ・専任: 7日以上: 9万円 ・兼務: 6か月以上: 67.5万円 ※①〜③合計で1年度10人まで、初回から5年間</p> <p>制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円 ※1年度5人まで</p>	<p>加算措置/加算額</p> <p><出生時両立支援コース> ①第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ実施した場合 30万円加算 ②第2種 第1種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 15万円加算</p> <p><育休中等業務代替支援コース> プラチナくるみん認定事業主は、①②を以下の通り加算。 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に削減 ②育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を削減 最大82.5万円 ・専任: 7日以上: 11万円 ・兼務: 6か月以上: 82.5万円 育児休業取得/制度利用者及び有期雇用労働者の場合 ①〜③に10万円加算(1か月以上の場合のみ)</p> <p><各コース共通> 育児休業等に関する情報公表加算 申請時の直近年度に係る下記①〜③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算 対象の指標: ①男性の育児休業取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育児取得日数 ※出生時両立支援コース(第2種)以外が対象。各コースごと1限あり。</p> <p>個別周知・環境整備加算 休業①/両立支援制度に15万円加算 > 対象労働者への個別周知・雇用環境整備の実施</p> <p>業務代替支援加算 休業①に新規雇用(20万円)加算 > 休業取得中の業務代替要員の確保 手当支給等5万円加算</p> <p>長期休職の加算 1事業主当たり、30万円 > 対象労働者が休職期間を連続20日以上取得し、再開に復帰後3か月以上継続勤務し環境整備、休職の取得等の対象者が連続20日以上休業取得する場合に対象</p>
<p>柔軟な働き方選択制度等支援コース 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援</p>	<p>①休業取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円 ③介護両立支援制度 30万円</p> <p>※休業、両立支援制度それぞれ1年度5人まで</p>	
<p>介護離職防止支援コース 「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就業形態の制度利用を支援</p>	<p>環境整備、休業の取得等 30万円 > 対象労働者が5日(週)以上制度を利用 ※1回限り</p>	
<p>不妊治療両立支援コース 不妊治療のために利用可能な休業制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者が制度を利用</p>		

働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

【リンク参照先】
><https://www.mhlw.go.jp/content/001226123.pdf>

【お問い合わせ先】
019-604-3010 (岩手労働局 雇用環境・均等室)

(3) 人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

令和4年～8年度の期間限定助成として、経費助成が最大75%の「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」も設定しています。

【リンク参照先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【お問い合わせ先】

019-606-3285（岩手労働局助成金センター ※平日8時30分～17時15分）

(4) 早期再就職支援等助成金について

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者を、早期に期間の定めのない労働者として雇い入れ、賃金を雇い入れ前の賃金より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

【リンク参照先】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

【お問い合わせ先】

019-606-3285（岩手労働局助成金センター ※平日8時30分～17時15分）

助成金の対象

労働者

事業主

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者（※）」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方

※再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

- ① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主

(5) キャリアアップ助成金について

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

【リンク参照先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【お問い合わせ先】

019-606-3285（岩手労働局助成金センター ※平日8時30分～17時15分）

○社会保険適用時処遇改善コース

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる有期労働者等に新たに社会保険を適用させるとともに、労働者の収入を増加させる処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

【リンク参照先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html

【お問い合わせ先】

0120-030-045（年収の壁・総合相談窓口 ※平日8時30分～18時15分）

(6) インターンシップ支援事業費補助金の募集について

大学生等の県内就職に係るインターンシップを促進するため、県内企業等が専門家の伴走支援を受けて行うインターンシッププログラムの新規作成や見直し改善に向けた取組等に要する経費に対し、補助金を交付します。

【リンク参照先】

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/koyou/1057550/1063989.html>

【お問い合わせ先】

019-629-5591（岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 雇用推進担当）

(7) 中小企業退職金共済制度のご案内

中退共制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

中退共制度をご利用になれば、**安心・確実・有利**で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。パートタイマーさんも加入できます。

【リンク参照先】

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【お問い合わせ先】

(03)6907-1234

（中小企業退職金共済事業本部）



(8) 岩手県事業復興型雇用確保助成金のご案内

県では、事業復興型雇用確保助成金の申請を受け付けます。

事業所が求職者を雇用した場合に、1人当たり3年間で最大120万円を助成します。また、住宅支援の導入などを行った場合、1事業所当たり3年間で最大720万円を助成します。

申請期間は、例年、9月から1月までとしておりましたが、今年度は、5月15日から3月14日までとなります。対象は、沿岸12市町村に所在し、震災復興のために国や自治体の補助金などを活用した事業所です。そのほかにも助成対象となるための要件があります。

【リンク参照先】

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/koyou/1017342/index.html>

【お問い合わせ先】

019-629-5593（商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 雇用推進担当）

(9) 副業・兼業人材活用事業費補助金の募集について

県内事業所の経営体質の強化、本県の産業振興及び関係人口創出に資するため、県内の事業主が県外に居住している副業・兼業人材を受け入れる際に必要な経費の一部を支援する制度です。

詳細は下記ホームページを御確認ください。

【リンク参照先】

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/koyou/1057549/1033031.html>

【お問い合わせ先】

019-629-5592（商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 雇用推進担当）

(10)【移住関係】各種助成金のご案内

<岩手県移住支援金>

東京23区から岩手県に移住する人を応援！

「移住支援金対象法人」等に勤務されている方を対象とし、最大100万円の移住支援金の支給を行っています。

【リンク参照先】

›<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1019670.html>

<移住支援金対象法人>

上記移住支援金を受給するためには、U・Iターンの就職先である企業等が「移住支援金対象法人」となっている必要があります。採用活動の際の大きなPRポイントとなりますので、是非登録をご検討ください。

【リンク参照先】

›<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1019670.html>

<いわて若者移住支援金>

東京圏(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県)から岩手県に移住する39歳以下が対象です。若者・子育て世代の移住を重点的に支援するため、令和5年4月1日から、「子育て加算」、「18～25歳加算」、「女性加算」が追加されました。※令和5年4月1日以降に転入・就職開始した方が対象です。

【リンク参照先】

›<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1041052.html>

<地方就職支援金>

令和6年度から岩手県内企業への採用活動の交通費支援がはじまりました！東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学生が、卒業年度の6月1日以降に実施される岩手県の企業の採用活動に参加するための交通費を支援します。

【リンク参照先】

›<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1074823.html>

【お問い合わせ先】

019-629-5588 (岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当)

～いわて労働NEWSとは～

定住推進・雇用労働室で発行している県内の「労働」に関する旬なトピック、労働関係法令の改正等の案内、国や県の労働施策等、労働に関する各種情報を総合的に提供する広報誌です。

現在掲載中のいわて労働NEWSは下記URLから閲覧できます。

›<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/1009538/1072666.html>

この広報誌に関するお問い合わせ

岩手県 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 労働担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話番号:019-629-5584 ファックス番号:019-629-5589